委託訓練委託先機関選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県立産業人材育成センター(以下「センター」という。)が実施する委託訓練のうち契約期間が1ヶ月を超える訓練に関して、訓練を委託する民間教育訓練機関(以下「委託先機関」という。)の選定について必要な事項を定めるものとする。

(訓練内容の周知等)

- 第2条 産業人材課長は、委託訓練を実施しようとする場合は、委託先機関等に対して、当該 訓練について、次の内容を周知するものとする。
 - (1)訓練の目的、実施時期
 - (2)訓練定員、訓練の対象者
 - (3)訓練の種類
 - (4)訓練の時間
 - (5) 委託金額の上限
- (6)評価項目及び基準
- (7) その他必要な事項
- 2 産業人材課長は、受託を希望する委託先機関に対して、見積金額、訓練内容、訓練実績、 講師体制、訓練環境、就業支援等を記載した委託訓練受託申請書(別記様式)の提出を求め るものとする。
- 3 産業人材課長が必要と認めるときは、前項に定める委託訓練受託申請書の様式及びその 内容を追加又は削除することができる。

(選定委員会の設置)

- 第3条 産業人材課長は委託先機関の選定を行うため、委託先機関選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。
- 3 委員長は産業人材課長、副委員長はセンター所長、委員はセンター米子校長とする。
- 4 委員長が必要と認めるときは、前項に定める委員以外の者を、委員に任命することができる。

(委託先機関の選定)

- 第4条 委員会は、次の項目について、選定基準(別紙)に基づき比較検討し、委託先機関 を選定する。
 - (1) 見積金額について 予算範囲内の金額について
 - (2)訓練内容について 訓練カリキュラム
 - (3)訓練実績について
 - ア 過去の訓練実績
 - イ 過去の訓練の資格取得実績
 - (4) 講師体制について
 - ア 予定講師の資格
 - イ 予定講師の経験年数
 - (5) 訓練環境について

- ア 事務担当職員の配置
- イ 交通機関・駐車場・訓練場所の状況
- ウ 時間外指導体制
- エ オンライン訓練の実施体制
- オ オンライン訓練の設備等整備
- (6) 就職支援について
 - ア 就職支援担当者の配置
 - イ 予定している就職支援策
 - ウ無料職業紹介事業の許可
 - エ 就職支援の実施実績
- (7) その他の配慮措置について
 - ア 鳥取県男女共同参画推進企業、障がい者法定雇用率達成事業者、鳥取県家庭教育推 進協力企業
 - イ サービスガイドライン適合事業所認定状況
- 2 委員長が必要と認めるときは、前項の選定基準の項目等を追加又は削除することができる。

(委託先機関の決定)

- 第5条 委員会は、第4条の選定基準に基づき第2条第2項の委託訓練受託申請書を審査選 定し、産業人材課長が委託先機関を決定する。
- 2 次の場合は失格とする。
- (1) 予算額を超えた見積りをした場合
- (2) 教室面積1人当たり1.65平方メートル以上、パソコン1人1台以上(情報通信系に限る)の基準を満たさない場合
- (3) 就職支援責任者の配置がない場合
- 3 評価点が同点の場合には、「各評価事項の最低評価の数が少ない者」、「訓練内容の評価が高い者」、「就職支援の評価が高い者」の順に選定する。

(随意契約)

第6条 「障害者福祉施設等と特別に随意契約する場合の取扱要領についての一部改正について」 (平成25年7月10日付第201300062658号鳥取県会計管理者通知)」により 定められた、「障害者支援施設等に準ずる者として認定する基準について」(平成25年8月1 日 付第201300075154号障がい福祉課長通知)に基づき認定された委託先機 関については、この要領とは別に随意契約により訓練を委託することができるものとする。

(委託先機関の報告)

第7条 産業人材課長は委託先機関を決定した後、速やかにセンター所長へ報告するものと する。

附則

- この要領は、平成30年5月22日から施行する。 附 即
- この要領は、平成31年2月13日から施行する。 附 則
- この要領は、令和元年6月5日から施行する。 附 則

- この要領は、令和元年6月6日から施行する。 附 則
- この要領は、令和2年7月2日から施行する。 附 則
- この要領は、令和3年1月15日から施行する。